

平成30年度 京丹後市議会政務活動費 実績報告チャエクシートB(会派担当者用)

会派等名 【 政友会 】

上半期分  下半期分  年度途中分

連番	規程種別	費目	確認日	確認事項	処理種別	金額の増減	備考
11	条例			保存用コピー作成			
14	施行規則			領収証等原本還付			
15	施行規則			関係書類のPDF保存			
16	運用基準		3月18日	旅費積算確認(※1)	説明確認	0 円	運用基準P7留意事項
26	運用基準	調査研究費	3月18日	2/13レンタカーの前受金として損害保険料が算入されている。	対象除外	△ 1,620 円	①「損害保険加入料は認めない。」に該当
73	運用基準	要請・陳情費	3月18日	旅費積算確認(※2)	説明確認	0 円	
<p>(※1) 旅費の経費について(旅行期日・平成31年2月13日から15日)                  旅費条例第7条では、旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により計算するとされ、当該旅行区間に通常の経路及び方法が1つしかない場合はその経路、2つ以上ある場合はそのうち最も安い経路により計算するとされている。ただし、経路は宿泊料などを含めた旅費総額を考慮するとなっている。                  上記を踏まえて実績行程を見ると、2月13日の行程は鉄道、バスを乗り継ぐ、航空機からバスを乗り継ぐ等複数の経路が考えられるもの、京丹後市から宿泊を伴わずに視察予定時刻の午後3時に佐伯市の視察先に到達するしか方法がなく、この視察目的による行程を実現させるためには、経路は妥当なものであったと解することができる。また、その経費についても実績額一人あたり9,960円は早期に予約することで通常の航空運賃よりも安価であることから、実績どおりの額の算入を可と判断する。なお、帰路についても通常の行程による15日中の到着を実現させるための経路、実績額として妥当であると判断する。</p> <p>(※2) 旅費の経費について(旅行期日・平成30年11月12日から13日)                  旅費条例第7条では、旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により計算するとされ、当該旅行区間に通常の経路及び方法が1つしかない場合はその経路、2つ以上ある場合はそのうち最も安い経路により計算するとされている。ただし、経路は宿泊料などを含めた旅費総額を考慮するとなっている。                  上記を踏まえて実績行程を見ると、行程は鉄道、バスを乗り継ぐ、航空機からバスを乗り継ぐ等複数の経路が考えられるもの、福知山駅から宿泊を伴わずに陳情予定時刻の午後3時に国土交通省に到達する手段として、実績の経路は妥当なものであったと解することができる。また、その経費についても実績額一人あたり往復29,560円は、実績どおりの額の算入を可と判断する。</p>							

訂正合計

3 箇所 △ 1,620 円

訂正項目別内訳

【調査研究費】	1 箇所	△ 1,620 円
【研修費】	0 箇所	0 円
【広報費】	0 箇所	0 円
【広聴費】	0 箇所	0 円
【要請・陳情費】	1 箇所	0 円